

業務指示書

ミャンマー国メコン国際幹線道路連結強化事業準備調査（ファスト・トラック制度適用案件）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年11月5日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 馬渡 園子 Mawatari.Sonoko@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年11月7日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注）類似業務：道路・橋梁・トンネル整備に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）（1）と（2）を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

（ ）（1）と（2）を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

（○）（1）と（2）を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注）（4）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、（4）要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下（3）に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（ミャンマー及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年11月11日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
地質調査、地形測量、CBR試験、交通量調査、既存ユーティリティの現況調査、環境社会配慮にかかる現地調査・資料収集等に係る経費
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(MMK1 = 0.102 円 , US\$1 = 98.29 円 , EUR1 = 132.94 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／道路計画
橋梁・構造物計画
交通量調査／需要予測／経済分析

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

19.85 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年11月25日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の経験・能力

②本件業務の実施方針

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ） 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

ミャンマー国メコン国際幹線道路連結強化事業準備調査（ファスト・トラック制度適用案件）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦/現地）	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	9.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	6.00	
(5) その他（実施設計・施工監理体制）		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション（業務方針的確性、現実性等）		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括/道路計画	(30.00)	(30.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション（専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等）		
2) 業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項： 橋梁・構造物計画	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項： 交通量調査/需要予測/経済分析	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

2011年3月を境にした民主化への転換を機にミャンマーは経済成長を加速させており、また、2015年のASEAN統合に向け、国際標準のインフラ整備の必要性が高まっている。道路・橋梁インフラについては、限られた予算の中で建設省公共事業局が独自に、また、民間資金を活用して整備を進めているものの、地方部においては整備が十分に行き届いていない。特に南東部は、同国と経済的関係が強いタイと接しており、同地域の道路整備は喫緊の課題となっている。

ミャンマー南東部の主要幹線道路としては、東西経済回廊（ミヤワディ～モーラミヤイン道路、エインドゥ～タトン道路）、スリーパゴダパス、パヤジ～ダウエー道路が挙げられる。まず、東西経済回廊については、ミヤワディ～コーカレー道路はタイ政府、コーカレー～エインドゥ道路はADBの支援により整備が進められているが、更なる改良の余地があると考えられる。また、タトン～エインドゥ道路、モーラミヤイン～エインドゥ道路は、民間資金を活用して2車線の簡易舗装道路として整備、運営管理されており、広域交通を担う幹線道路や生活道路として重要な役割を果たしているが、上記ミヤワディ～エインドゥ道路の整備に伴い、交通量の急増が予想される。現在の路肩、歩道のない道路を大型貨物車両や長距離バスが高速で通過し、生活交通と混在するという交通安全上の問題発生が予見される。

また、タンビューザヤからタイ国境につながるスリーパゴダパスは、特に雨季において車両通行が困難な状況にあるが、ヤンゴン都市圏とバンコクとを連絡する最短ルートであることから、両国の国際幹線道路としての整備が期待される。

さらに、パヤジ～ダウエー道路は、これら東西経済回廊とスリーパゴダパス、更には南部のダウエーとヤンゴン都市圏を繋ぐものとして、ミャンマー国内及びタイとの連結性強化の観点からも開発が期待される（なお、パヤジ～モーラミヤイン道路は、簡易舗装道路として整備されているが、今後の交通需要の増加への対応・安全性の強化を検討する必要がある）。

以上のように、パヤジ～ダウエー道路（約530km）、タトン～エインドゥ道路（60km）、エインドゥ～ミヤワディ道路（120km）、モーラミヤイン～エインドゥ道路（40km）、タンビューザヤ～パヤトンズー（スリーパゴダパス）（約100km）について、今後の交通需要への対応や交通安全確保等の観点から、より開発優先度の高い区間の改良を行うことが喫緊の課題となっている。

2. 事業の概要

(1) 事業名

メコン国際幹線道路連結性強化事業

(2) 事業の目的

本事業は、ミャンマー南東部に位置する幹線道路について、優先度の高い区間を整備することで輸送効率の向上、交通渋滞の緩和、交通安全の向上を図り、同国の経済活動活性化に貢献し、もって持続的な経済・社会の発展に資するものである。

(3) 事業の概要

パヤジーダウエー道路（約 530km）、タトン～エインドゥ道路（60km）、エインドゥ～ミヤワディ道路（120km）、モーラミヤイン～エインドゥ道路（40km）、タンビューザヤ～パヤトンズー（スリーパゴダパス）（約 100km）のうち優先度の高い区間の改良を行うものである。

(4) 対象地域

モン州、カイン州、バゴー地域、タニンダーリ地域

(5) 実施機関

建設省公共事業局（Public Works, Ministry of Construction: PW, MOC）

3. 業務の目的

本事業は、ミャンマー南東部に位置する幹線道路（パヤジーダウエー道路、タトン～エインドゥ道路、エインドゥ～ミヤワディ道路、モーラミヤイン～エインドゥ道路、タンビューザヤ～パヤトンズー（スリーパゴダパス））について、現地の状況、既存プロジェクトの進捗等にかかる情報を収集し、近々に事業化が必要と想定されるプロジェクト案の抽出、優先プロジェクトの選定を行い、事業の概要、概略事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国が円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、ミャンマー南東部に位置する幹線道路整備事業について、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 業務の実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 業務の実施方針及び留意事項

(1) 開発優先度の高い区間の選定と FS の作成

JICA では、本業務に関連する調査として、ミャンマー国「全国運輸交通プログラム形成準備調査」及びミャンマー国「少数民族のための南東部地域総合開発支援プログラム形成準備調査」を実施中である。これらの中で、それぞれ東西経済回廊のミャンマー部分とスリーパゴダパスについてのプレ FS を実施することとなっており、現時点での調査結果を踏まえると、各区間の道路整備事業としては、以下が候補として考えられる。

- ・東西経済回廊 : 橋梁架け替え 5箇所 (橋長 : 約 100m~900m)
: 新設道路の建設 (延長約 12 km (トンネル区間約 6 kmを含む))
- ・スリーパゴダパス : 既存道路の改良 (延長約 100 km)、橋梁架け替え (橋長約 80m×5)

本業務は、これら調査を十分に踏まえたうえで、上記 2. (3) に記載の道路の中から、円借款候補案件として優先度の高い区間を 2 つ選定し、2014 年度案件及び 2015 年度案件としての円借款事業の審査に必要な調査 (フィージビリティスタディの作成) を行うもの。

優先区間の選定に際しては、今後の交通需要への対応や交通安全の確保、他ドナーの支援が想定される部分との重複の回避、本邦企業の技術の活用等の観点を重視する。

(2) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、本事業が円借款候補の案件であることを念頭におき、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載、提出すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

(3) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の結果は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分に JICA と協議すること。また、本業務で検討・策定した事項が、ミャンマー側関係機関への一方的な提案とならないよう当該機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。ただし、本業務は円借款供与を約束するものではないことに留意し、ミャンマー側関係機関に本業務の結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(4) 審査の重点項目

本業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるために、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。

- 1) 調達・施工方法
- 2) 概略事業費
- 3) 事業実施機関の実施体制
- 4) 運営・維持管理体制
- 5) 運用・効果指標

(5) 業務の実施体制

本業務の関係機関は、実施機関たる建設省に加え、中央政府関係省庁、地方行政機関等、多岐にわたることから、ステアリングコミッティを設置しミャンマー国内の円滑な調整を図ることを予定している。

(6) 業務の実施工程

業務の実施工程については、以下の通り実施することを想定している。進捗状況を JICA と協議・確認した上で、業務を行うこととする。

1) 事業の必要性、妥当性の確認及び事業対象範囲の決定

上位計画、サイト状況、他ドナーの支援状況及び交通量等の基本的な情報を収集・整理し、本事業の必要性・妥当性を確認する。また、今回調査対象として検討する複数の道路区間から近々に整備すべき優先度の高い道路区間案を選定し、ミャンマー側関係機関と合意を得る。なお、本業務に先行し JICA 調査「全国運輸交通プログラム形成準備調査 (2012 年 12 月～) 及び「少数民族のための南東部地域総合開発支援プログラム準備調査 (2013 年 1 月～)」が行われているところ、これらの情報も適宜活用すること。

2) 概略設計、事業実施計画の策定及び事業効果の確認

合意した道路区間について、代替案を比較検討のうえ、概略設計を実施する。併せて事業実施スケジュールの策定、概略事業費の積算、事業実施体制の確認等を行うとともに、経済分析等により事業効果の確認を行う。

3) 報告書作成

合意した道路区間それぞれについて、準備調査報告書 (ドラフト) を作成の上 JICA 及びミャンマー側関係機関に説明し、その過程で出されたコメント等を反映した準備調査報告書を作成する。

(7) 本邦技術の活用

本事業において活用することが見込まれる本邦技術について、橋梁やトンネル建設、道路舗装等に係るキャパシティビルディングの観点も踏まえて幅広に検討し、その結果を JICA へ報告するとともに、活用可能性についてミャンマー側関係機関とも十分に協議・調整を行うこと。

(8) 環境社会配慮調査

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月制定) (以下、JICA 環境ガイドライン (2010 年 4 月))」に掲げるに及ぼす影響を及ぼしやすい特性に該当するため、JICA 環境社会配慮カテゴリ A に分類されている (助言委員会の設置が必要)。

ミャンマー政府の定める環境社会配慮にかかる許認可手続きについて調査し、先方政府による必要な手続きを支援するとともに、自然環境・社会環境への影響予測と評価、代

替案・回避策・緩和策の検討、環境管理・モニタリング計画の提案、ステークホルダー協議の開催支援を行う。また、調査の初期の段階で、用地取得・非自発的住民移転の規模について把握し、JICAに報告を行うこととする。

6. 業務の内容

以下の各ステージにおける調査の内容を踏まえ、効果的・効率的な現地・国内における業務内容、作業工程を提案すること。

【事業の必要性、妥当性の確認及び事業対象範囲の決定】

(1) 関連資料・情報の収集・分析

既存中長期計画や調査報告書等の関連資料、情報、データを整理・分析するとともに、詳細な業務実施内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICAと十分に協議を行う。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

(2) インセプションレポートの作成

上記の結果や業務実施に当たって実施機関等に対応を求める事項などを取りまとめてインセプションレポートを作成する。特に、環境社会配慮に係る具体的な調査方針及びスケジュール等、早期に方針を確認する必要がある事項については可能な限り具体的に記載し、JICAと協議を行うこと。

(3) インセプションレポートの実施機関等への説明・協議

現地調査の冒頭に、インセプションレポートに基づき、実施機関等の関係機関に対し、業務の実施方針、実施計画、便宜供与依頼事項等を説明・協議し、基本的了解を得る。

(4) 本事業に関する基礎情報の収集整理

本事業に関連する JICA 調査として「全国運輸交通プログラム形成準備調査（2012 年 12 月～）」及び「少数民族のための南東部地域総合開発支援プログラム準備調査（2013 年 1 月～）」において収集整理している以下の項目について、必要に応じて情報の更新、追加、再整理を行う。

- 1) ミャンマー側関係機関の組織、所掌等について整理する。
- 2) ミャンマー国開発計画や道路セクター開発計画、その他運輸交通セクターにおけるマスタープラン等の上位計画、戦略、調査の内容や実施状況等を確認し、本事業の必要性・重要性を検証、整理する。
- 3) ミャンマーの経済・産業・社会等の一般概要及び本事業の交通面での重要性、現地本邦企業への裨益などを確認し、対象道路の位置づけ・重要性を整理する。

- 4) 本事業の背景、経緯、既存調査、既存資料等を整理する。
- 5) ミャンマーにおける主要道路の現況（延長、車線数、標準断面等）について整理する。
- 6) ミャンマーにおける主要道路の今後の改良計画（拡幅事業、オーバーレイ等）を整理する。
- 7) ミャンマーにおける他ドナー事業、PPP 事業等の実績、現状及び予定を整理する。
- 8) 上記1) から7) を踏まえ、ミャンマーにおける交通インフラ整備に関する経緯、将来の整備計画、現在実施されている事業、今後予定されている事業等について、概要を整理する。

(5) サイト状況調査

1) 対象地域の現況調査

対象地域の現況を把握するため、現地踏査、航空写真等により概略検討を行う。特に、対象地域周辺の土地利用状況、道路の交通利用状況の基礎情報について整理し、現状の課題・問題点を抽出する。

2) 交通量調査・交通需要予測

「全国運輸交通プログラム形成準備調査（2012年12月～）において実施した交通量調査結果、需要予測結果を踏まえ、調査対象区間の交通需要について検討を行う。

3) 設計条件、施工条件の確認

本調査で実施する概略設計、施工計画の策定、積算について必要な精度を確保するため、及び前後区間との道路整備の一貫性確保の観点からミャンマー側関係機関及び他ドナーと十分に綿密な協議、調整を行い、道路設計の条件（準拠すべき道路・橋梁設計基準、支障物件との離隔、河川計画等）及び施工計画の条件（作業可能時間、通行止め及び移設の可否等）を整理する。

(6) 対象区間の選定

上記調査結果を踏まえ、今回調査対象として検討する複数の道路区間から、概略設計の対象とする道路区間案を選定し、事前に JICA と協議のうえ、ミャンマー側関係機関に説明し、合意を得る。

【概略設計と事業効果の確認】

※プロポーザルの作成に際しては、円借款事業対象として以下の2区間が選定されたと仮定すること。

- ・東西経済回廊 : 橋梁架け替え5箇所（橋長：約100m～900m）
: 新設道路の建設（延長約12km（トンネル区間約6kmを含む））

- ・スリーパゴダパス：既存道路の改良（延長約 100 km）、橋梁架け替え（橋長約 80m×5）

(7) 自然条件調査

本調査で実施する概略設計、施工計画の策定、積算等について必要な精度を確保するため別添 2 に示す自然条件調査を行う。

(8) 概略設計

コスト縮減に留意し、代替案を比較検討のうえ、以下の内容を含む概略設計を実施する。なお、各項目の詳細については、現地調査結果を踏まえ、JICA と協議を行うこと。

- ①道路の平面、縦断、横断等の設計及び図面作成
- ②主要幹線道路との交差点の整備に関する平面、縦断、横断等の概略設計及び図面作成
(概算数量計算に必要な精度)
- ③橋梁の橋梁全体一般図及び主要断面図の作成
- ④その他構造物の設計及び構造計算（概略設計に必要となる範囲）
- ⑤護岸設計、河床設計（必要な構造となる場合のみ）
- ⑥舗装設計
- ⑦排水施設設計
- ⑧施工計画
- ⑨既存ユーティリティーの防護、移設概略設計及び概略図面作成
- ⑩完成予想図（パース等）作成

(9) 事業の実施スケジュール

上記（8）⑧において検討した施工計画を踏まえ、本体コンサルタントの選定、本体工事入札、詳細設計、本体工事の施工等を含めた期間について、月単位のバーチャートにより事業の実施スケジュールを策定する。この際、クリティカルな施工項目や、調達パッケージ及び本体施工以外の工程（住民移転・用地取得、国家投資審査など）等を示した上で、スケジュールの妥当性を検討すること。

(10) コンサルティング・サービスの実施計画案の策定

上記（9）において策定した事業の実施スケジュール等に合わせ、本事業の実施に必要なとなるコンサルティング・サービス（詳細設計、入札支援、施工監理等）の内容及び規模（M/M）について計画する。

(11) 事業の概略事業費の積算

事業の概略事業費については、以下に従って積算を行う。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は記載しない。

- ① 本体事業費
- ② 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- ③ 本体事業費に関する予備費
- ④ 建中金利
- ⑤ コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- ⑥ その他 1（融資非適格項目）
 - ・ 用地補償等
 - ・ 関税・税金
 - ・ 事業実施者の一般管理費
 - ・ 他機関建中金利
- ⑦ その他 2
 - ・ 完成後の委託保守費
 - ・ 初期運転資金
 - ・ 移転地整備にかかる費用

このうち、下線部については JICA からその算出方法を指示することがある。

2) 各暦年別事業費の算出

上記で算出される概略事業費については、想定される事業の進捗に応じて、事業実施期間中における各暦年へ割り振った計画を作成する。具体的割り振り計画については、別途 JICA が指示することがある。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認をとること。

4) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別添 3 に取りまとめ提出する。

(12) 類似案件との概略事業費等の比較

概略事業費の妥当性を確認するため、ODA 事業等の類似案件について、以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「概略事業費比較資料」を作成する。

- ① 施工時期
- ② 設計条件・仕様
- ③ 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ④ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
- ⑤ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

⑥概略事業費（総事業費及び内訳）

⑦工種別単価

(13) 本事業の評価

本事業の整備効果について、1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価する。定量的効果については、経済分析を行うとともに、定量的指標（運用・効果指標）について本事業完成後 2 年を目処とした目標年の目標値を設定する。なお、本事業の定量的指標（運用・効果指標）は、①日交通量、②走行速度の向上、③所要時間の短縮等を想定しているが、本事業の特性を踏まえ、本事業の特性を踏まえ、事前に JICA と協議を行うこと。

(14) 事業実施体制

ミャンマーで実施されている、類似事業（道路、橋梁建設事業）における実施体制や制度などを把握し、本事業実施に必要な体制について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

①事業の実施体制の確認

②実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）

③実施機関のうち本事業に関連する部署の役割、人員体制等の確認（法的な位置づけを含む）

④実施機関の財政・予算状況

⑤実施機関の技術水準

⑥実施機関の当該類似事業実施の経験

⑦実施機関の技術面・財務面の実施能力の分析

⑧実施機関以外の機関のうち本事業に関連する機関及び部署の所掌業務、組織体制、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）

(15) 運営・維持管理体制

本事業の維持管理体制について検討を行う。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理すること。

①維持管理体制の確認

②維持管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）

③維持管理機関のうち本事業に関連する部署の役割、人員体制等の確認（法的な位置づけを含む）

④維持管理機関の財政・予算状況

⑤維持管理機関の技術水準

⑥維持管理機関の実績

⑦維持管理機関の技術面・財務面の実施能力の分析

(16) 環境社会配慮に係る調査

1) 環境社会配慮制度等の確認

ミャンマーにおける環境社会配慮に係る制度、組織等、調査に必要な事項の確認を行う。

2) 環境アセスメント報告書案の作成

環境アセスメント報告書の作成要否を確認のうえ、「JICA環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)」に基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex Bに記載ある内容を含めることとする。すでに報告書が存在する場合には、必要に応じ不足事項につき追加調査を実施する。また、環境社会配慮に関する許可が必要な場合は、実施機関による許可申請のための支援を行う。なお、相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等と協議の上、JICA環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

環境アセスメント報告書案の主な調査項目は、以下の通り。

- ① ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、及び経済社会状況等)の確認
- ② ミャンマーの環境社会配慮制度・組織の確認
 - a 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - b JICA環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
 - c 関係機関の役割
- ③ スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- ④ 影響の予測(基本的に定量的予測を含む)
- ⑤ 影響の評価および代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- ⑥ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- ⑦ 環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)の検討
- ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
- ⑨ ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

3) 住民移転計画案の作成

住民移転計画作成の要否を確認のうえ、「JICA環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)」に基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex AのResettlement Planに記載ある内容、及び以下①-⑫を含めること

とする。具体的な作成手順については、世界銀行Involuntary Resettlement Sourcebook Planning and Implementation in Development Projectsも参照する。すでに計画案が存在する場合には、必要に応じ不足事項につき追加調査を実施する。また、用地取得または住民移転に関する承認等が必要な場合は、実施機関による承認取得のための支援を行う。なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。作成した住民移転計画案については、実施機関に対して十分な説明を行うものとし、詳細について確認を受けること。

①住民移転に係る法的枠組みの分析

- a 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA 環境ガイドライン(2010年4月)」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な制度的枠組みを提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

②住民移転の必要性の記載

- a 事業概要、事業対象地、用地取得が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。

③エンタイトルメント・マトリックスの作成

- a 損失のタイプ、損失の程度、受給資格者、受給内容、その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。

④社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)の実施

- a 人口センサス調査は、事業対象地の全占有者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートを宣言し、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権を付与しないものとする。
- b 財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。
- c 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者(特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子供、先住民族、少数民族、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す)に係る情報を整理す

る。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

⑤損失資産の補償、生活再建対策の立案

- a 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む）を立案する。
- b 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
- c 世界銀行セーフガードポリシーOP4.12で定義される完全な再取得費用に基づく損失資産の補償手続き、及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を行い、完全な再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び、責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
- d 移転前と比べ、受給権者の生計および生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

⑥移転先地整備計画の作成

- a 取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤（水道や区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。

⑦苦情処理手続きの検討

- a 事業対象地にある既存の苦情処理手続きを活用すべきか、新たに苦情処理手続きを構築すべきかについて、簡易さ、利便性、信頼性の観点から比較検討する。選定された苦情処理手続きに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

⑧実施体制の検討

- a 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。また、住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、必要に応じ、当該機関の能力強化策を検討する。

⑨実施スケジュールの検討

- a 補償金や転居に必要な支援（引越手当等）を提供し終え、2）移転先地のインフラ

整備や社会サービス（医療や教育等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

⑩費用と財源の検討

a 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

⑪モニタリング・事業終了評価方法の検討

a 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。

b 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

c 住民移転が計画通り実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

⑫住民参加の確保

a 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階における戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかを記載する。

- 3) 本事業実施にあたりミャンマー側で必要となる環境社会配慮の手続きの内容について確認し、必要な書類の作成及び手続きを支援するとともに、進捗をフォローする。
- 4) ミャンマーにおける環境許認可制度と国家投資審査制度の関連を確認・整理し、我が国円借款事業として実施するために必要な環境許認可取得のスケジュールを検討する。
- 5) 本事業は JICA 環境社会配慮カテゴリ A に分類されているため、事業スコープ確定時、環境アセスメント実施時、審査実施時の 3 回にわたり、JICA 環境社会配慮助言委員会 WG が開催される予定である。当日の WG に出席するとともに、WG に必要となる資料作成を行うこと。資料作成にあたっては、JICA との協議に必要な時間も考慮のうえ、十

分に時間的余裕を持って準備を行うこと。

- 6) 環境社会配慮に関する必要な情報収集(大気質、騒音、振動、水質、動植物、生態系、景観等に関する資料収集、必要に応じた測定等)、住民移転にかかる現地調査及び EIA の実施は、現地再委託にて実施することを認める。

【報告書作成】

(17) 準備調査報告書(ドラフト)の作成・説明・協議

本事業の妥当性・必要性、事業運用・効果指標、事業実施体制、維持管理体制、環境及び社会への配慮等の提言を準備調査報告書(ドラフト)として取りまとめ、JICA と協議のうえ、ミャンマー側関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(18) 準備調査報告書の作成

準備調査報告書(ドラフト)に対するミャンマー側関係機関及び JICA のコメントを反映させ、準備調査報告書を作成し、JICA に提出する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における最終成果品は、準備調査報告書とし、その提出期限は 2015 年 2 月 20 日(金)とする。

各報告書のミャンマー政府への説明・協議に解しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後 0.5 ヶ月以内(2013 年 12 月上旬頃)

部 数：和文(要約)5 部

英文 15 部

2) プロGRESSレポート 1

記載事項：本事業の背景、交通量・需要予測、自然条件調査結果、環境社会配慮調査の
スコーピング案等

提出時期：2014 年 2 月上旬頃

部 数：和文(要約)5 部

英文 15 部

3) インテリムレポート 1

記載事項：環境社会配慮調査の現地調査結果、概略設計方針等

提出時期：2014年4月下旬頃

部 数：和文5（要約）部

英文15部

4) 準備調査報告書1（ドラフト）

記載事項：調査結果全体成果（概略設計、事業費積算、施工計画、維持管理体制等含む）

提出時期：2014年6月下旬頃

部 数：和文（要約）5部

英文15部

5) プロGRESSレポート2

記載事項：自然条件調査結果、環境社会配慮調査のスコーピング案等

提出時期：2014年12月下旬頃

部 数：和文（要約）5部

英文15部

6) インテリムレポート2

記載事項：環境社会配慮調査の現地調査結果、概略設計方針等

提出時期：2015年4月下旬頃

部 数：和文5（要約）部

英文15部

7) 準備調査報告書2（ドラフト）

記載事項：調査結果全体成果（概略設計、事業費積算、施工計画、維持管理体制等含む）

提出時期：2015年6月下旬頃

部 数：和文（要約）5部

英文15部

8) 準備調査報告書

記載事項：調査結果全体成果

提出時期：2015年12月下旬頃

部 数：和文（要約）5部

英文（要約）15部

英文 製本版15部、簡易製本版5部

CD-R 3枚

9) デジタル画像集

内 容：本事業実施前と実施後の整備効果の対比を行うことができる現場写真を整理のうえ、提出する。

提出時期：準備調査報告書提出時

部 数：CD-ROM 2枚（写真40枚程度）

(2) 調査報告書の仕様

上記(1)に示す調査報告書のうち1)～7)は原則として簡易製本とし、8)は製本とする(英文簡易製本版を除く)。報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。また、1)～7)を除く各報告書は10ページ程度にとりまとめた要約版を作成することとし、各報告書の巻頭にページの色を変えて含めること。

(3) その他の提出書類

1) 議事録(M/M)等

内 容：ミャンマー側関係機関との各調査報告説明・協議、及びJICA事務所等の関係機関とのミーティングに係わる議事録(M/M)等を作成し、速やかに提出する。その際に、上記(1)1)～5)に示す報告書以外の資料をミャンマー側機関へ提出した場合は議事録等に添付して併せて提出する。
また、関連会議・検討会の開催にあたり、配布資料(各報告書の和文要約を含む)がある場合は、10日前までにJICAに提出すること。

2) その他

内 容：上記の提出物のほか、以下について提出する。

① コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、コンサルタント業務従事月報を翌月15日までにJICAに提出する。

③ その他

上記の提出物のほか、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務実施工程

2013年11月下旬より業務を開始し、2014年2月上旬を目途にプログレスレポート1、2014年4月下旬を目途にインテリムレポート1を提出し、2014年6月下旬に準備調査報告書1(ドラフト)を作成・提出する。2014年12月下旬を目途にプログレスレポート2、2015年4月下旬を目途にインテリムレポート2を提出し、2015年6月下旬に準備調査報告書2(ドラフト)を作成・提出する(2014年度円借款案件のFSがDFR1、2015年度円借款案件のFSがDFR2を想定)。2015年12月下旬に準備調査報告書を作成・提出する。業務実施工程、各報告書作成の時期は次表のとおり。

時期 項目	2013年		2014年												2015年												
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
国内作業	□		□																								
現地調査		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
報告書			▲	▲			▲							▲			▲	▲	▲							▲	
			PGR1	ITR1			DFR1							PGR2			ITR2	DFR2								FR	

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

業務量の目安：約70MM

(2) 業務従事者の構成

要員計画の構成分野(案)を以下に示す。業務内容および業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにてその根拠を含めて、提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／道路計画(2号)
- 2) 橋梁・構造物計画(2号)
- 3) 道路設計
- 4) 橋梁・構造物設計
- 5) トンネル計画・設計
- 6) 交通量調査／需要予測／経済分析(3号)
- 7) 環境配慮
- 8) 社会配慮

- 9) 自然条件調査
- 10) 施工計画／積算
- 11) 業務調整／道路設計補助

3. 現地再委託等

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。なお、これらの現地再委託に係る経費は別見積とする。

- 1) 地質調査
- 2) 地形測量
- 3) CBR 試験
- 4) 交通量調査
- 5) 既存ユーティリティーの現況調査
- 6) 環境社会配慮にかかる現地調査、資料収集等

現地再委託の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、ミャンマー国内に現地再委託可能な業者がない場合に限り、本邦または第三国の機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することも認める。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性、妥当性を十分に検討すること。

4. ミャンマー側便宜供与内容

実施機関からの調査団への便宜供与内容は以下を想定している。

- (1) 調査に関連する資料や情報を調査団の要請に応じて提供する。
- (2) カウンターパートとなる担当者を指定する。
- (3) ミーティングスペースを提供する。
- (4) 現地調査における立ち入り許可を与える。
- (5) 必要に応じて調査団員の現地での安全を確保する。
- (6) 調査団の移動手段確保を支援する。
- (7) 必要に応じて医療サービスの利用を支援する。
- (8) その他必要な場合は調査団に特権、便宜を付与する。

5. 貸与資料

- ・ Minutes of Discussion (2012年3月6日署名) 抜粋
- ・ ミャンマー国「少数民族のための南東部地域総合開発支援プログラム形成準備調査」

6. 調査用機材の調達

本業務の実施のために、本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

コンサルタントは、業務遂行上必要な調査用機材があればプロポーザルにて提案し、その価格は見積りに含めること。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ間なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

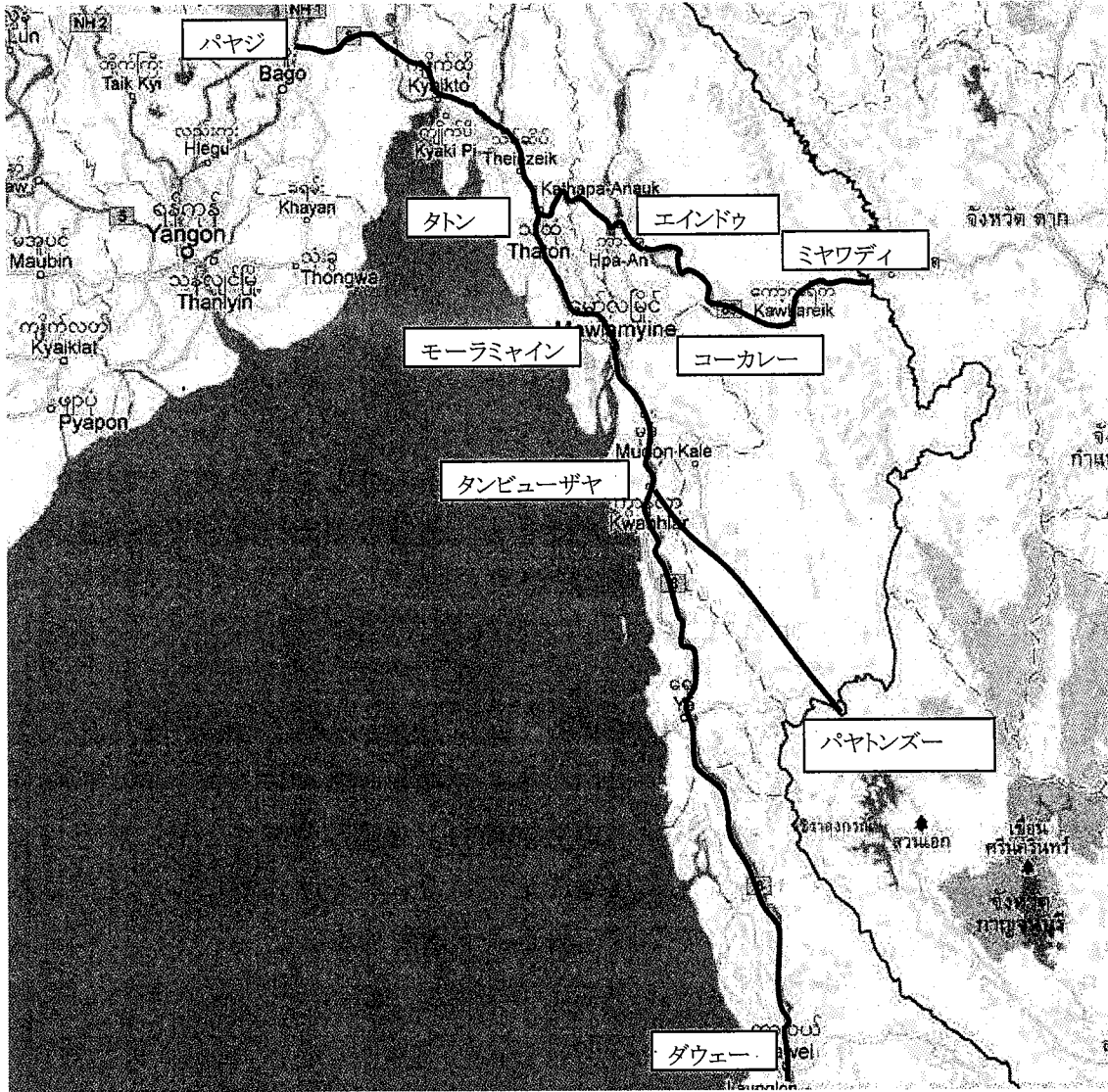
(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所、在ミャンマー日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。

以 上

調査対象位置図

別添 1



ミャンマー国 「メコン国際幹線道路連結性強化事業準備調査」
にかかると自然条件調査仕様書

1. 目的

本調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、本事業の対象地域における地形、地質、気象、水理・水文等の自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本事業により新設される施設が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本事業の妥当性の判断に資するとともに、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、ミャンマー側からの要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果等）を検討し、プロポーザルにて提案することとする。

2. 調査項目

(1) 地形測量

調査目的 : 道路設計、橋梁設計及び既設道路の拡幅設計等に必要と施工予定箇所周辺の地形の情報を把握する。また、河床等の洗掘対策の検討に必要な河床高等の情報を把握するために実施するもの。

調査位置 : 施工予定箇所周辺

調査内容 : 平板測量、縦断測量・横断測量等
・横断測量については 20m ピッチで行うこと
深淺測量
・橋梁新設により河床の洗掘の影響が懸念される範囲で実施

実施方法 : 直営または現地再委託

成果品 : 平面図、縦断図、横断図等

(2) 地質調査

調査目的 : 道路設計、橋梁設計、トンネル設計等に必要と施工予定箇所周辺の地質状況等を把握するために実施するもの。

調査位置 : 施工予定箇所

・道路設計、橋梁設計、トンネル設計等に必要と箇所から数量を決定

調査内容 : 調査ボーリング（地表から 20m 程度）

(トンネルについてはプロポーザルにて提案すること)

標準貫入試験

土質試験一式(比重試験、含水比試験、ふるい分け試験、一軸圧縮試験等)

(土層毎)

実施方法 : 直営または現地再委託

成果品 : 調査報告書

(3) CBR 試験

調査目的 : 舗装設計等に必要施工予定箇所周辺の状況等を把握するために実施するもの。

調査位置 : 新設道路の土工区間等

調査内容 : CBR 試験 10 箇所程度

実施方法 : 直営または現地再委託

成果品 : 調査報告書

(4) 気象及び水理・水文調査

調査目的 : 道路設計、橋梁設計等における排水計画、洪水に対する安全性確保等を検討するために実施するもの。

調査位置 : 施工予定箇所周辺及び施行予定箇所がある河川流域

調査内容 : 既往主要洪水の際の流域の雨量、施行予定箇所周辺の水位・流量及び道路・橋梁の被災状況。既存資料、既存データの収集・整理、関係機関へのヒアリング、現地踏査等により実施

実施方法 : 直営(但し、必要に応じて調査補助員の傭上を認める)

成果品 : 調査報告書

なお、先方実施機関保有の資料を確認し、それを持って上記調査目的を達成できると判断される項目については、自然条件調査は行わないこととする。

以 上

コスト縮減の検討

本事業の概略事業費算出にあたっては、以下の（１）～（４）を踏まえ、コスト縮減策を検討する。同縮減策（含む効果など）については、JICAと協議し、その結果を「様式ア」にとりまとめることとする。

検討に際しては、外務省が公表している「ODAの点検と改善 2007」別添資料「ODAコスト総合改善プログラム」の趣旨を理解すること。

（１）最適計画の策定

本業務において、施工方法、施工技術、契約方式等の各観点から標準的な実施計画とコスト縮減の可能性のある代替計画案を比較・検討しつつ、事業費を含めて最も効率的な最適計画を策定する。

１）施工方法にかかる最適化

標準的な施工方法と、工期短縮などによりコスト縮減の可能性のある施工方法を比較・検討する。

２）施工技術にかかる最適化

標準的な施工技術と、コスト縮減の可能性のある先進的な施工技術を比較・検討する。

３）契約方式にかかる最適化

標準的な契約方式と、コスト縮減の可能性のある他の契約方法を比較・検討する。

（２）附帯的施設の再検討

附帯的施設については、従来の標準的な規模や規格に対して再検討するとともに、場合によってはミャンマー側負担となる事業実施計画を策定することなどを通じてコスト縮減を図る。

（３）事業計画の一部見直し

円借款候補案件の規模や機能の検討にあたって、従来の標準的な事業計画に対して一部見直しを行うことにより、効率的な事業計画となるようコスト縮減を図る。

（４）適正な工期設定

円借款事業の完成まで適正な工期を設定することにより、コスト縮減を検討する。また、調達ロットについても、入札による競争原理を通じたコスト縮減を図るためのロット分けの方法についても、かかる工期設定の段階においてミャンマー側関係機関と十分に協議し、検討すること。

事業名：〇〇〇国×××事業

F/S 実施期間：YYYY年MM月～XXXX年NN月

当初想定された総事業費：〇〇〇億円

コスト縮減策検討後の総事業費：〇〇〇億円

「計画段階に関する再検討」縮減コスト一覧：

施策番号	コスト縮減項目	縮減コスト (単位：億円)	別紙番号
イ) 最適計画の策定 ①施工方法			
イ-①-1	〇〇〇の見直し	〇〇億円	
イ-①-2			
イ) 最適計画の策定 ②施工技術			
イ-②-1	〇〇〇技術の導入によるコスト縮減	〇〇億円	
イ-②-2			
イ) 最適計画の策定 ③契約方式			
イ-③-2	〇〇契約方式の導入	〇〇億円	
イ-③-2			
ロ) 附帯的施設の再検討			
ロ-1	〇〇〇を先方負担事業に切替え	〇〇億円	
ロ-2			
ハ) 事業計画の一部見直し			
ハ-1			
ハ-2			
ニ) 適正な工期設定			
ニ-1			
ニ-2			
合計			〇〇〇億円
コスト縮減率			〇〇.〇%

別紙 ※上記コスト縮減項目毎の要旨を様式イにとりまとめる (1頁以内)

施策番号

コスト縮減項目：

案件名：〇〇〇国〇〇〇事業

概要：

【見直し内容】

1) 当初計画：

2) 見直し後：

【コスト縮減額】

縮減額 約〇〇〇円

【効果】

【比較図表類】

※見直し前と見直し後が分かる比較図表を適宜添付

